

## 荒川区生活安全条例の一部改正に対する意見の概要及び意見に対する区の考え方・対応

：条例に反映する      : 改正内容に盛り込んでいる      : 意見・要望としてお聞きする

### 条例改正全般についての意見

No	意見の概要	意見に対する区の考え方・対応	取扱区分
1	条例の改正案について賛成する。	ご賛同のご意見をありがとうございます。	-
2	条例の規制範囲が、区全体の予定であると聞き、西日暮里や町屋でも見たことがあるので賛成である。	ご賛同のご意見をありがとうございます。誰もが安心して快適に利用できる環境の確保に向け、取り組んでまいります。	-
3	本条例の改正は大きく賛成であり、日暮里駅周辺の環境改善につながると思う。ぜひ早期の実現に向けて対応してほしい。	ご賛同のご意見をありがとうございます。警察と緊密に連携し、誰もが安心して快適に利用できる環境の確保に向け、取り組んでまいります。	-
4	法の効果がそぐわない時や悪化している場合には、より効果のある条例に改正していくことは当然である。	ご賛同のご意見をありがとうございます。警察と緊密に連携し、実効性のある取組を進めてまいります。	-
5	全面的に賛成である。	ご賛同のご意見をありがとうございます。	-
6	区の治安を維持するために必要な規制だと考える。	ご賛同のご意見をありがとうございます。警察と緊密に連携し、実効性のある取組を進めてまいります。	-
7	日暮里駅前で従業員や女性による客待ち行為の様子は、雰囲気が悪く、良いものではないと思っている。条例が改正され、規制が強化されることに賛成である。	ご賛同のご意見をありがとうございます。警察と緊密に連携し、誰もが安心して快適に利用できる環境の確保に向け、取り組んでまいります。	-
8	過料の徴収については大賛成である。	ご賛同のご意見をありがとうございます。実効性のある取組を進めてまいります。	-

### 条文の内容に対する意見

No	意見の概要	意見に対する区の考え方・対応	取扱区分
1	店頭での違反表示など効果的な公表方法を検討していただきたい。 (同様の意見他1件)	本改正条例第13条において、「勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる」と規定しております。ご提案の「店頭での違反表示」については、営業活動に影響を及ぼす懸念	

		があるため、実現は難しいものと考えてありますが、実効性のある公表は重要であると認識しており、区の広報媒体を活用した効果的な公表を検討してまいります。	
2	規制対象の行為について、横断歩道周辺でたむろすることによる歩行者妨害行為等の取締りを要望する。	ご指摘の「横断歩道周辺でのたむろによる歩行者妨害」等の行為については、本改正条例第2条第6号において、「客引き行為の相手方を待つ目的又は第4号に掲げる営業の客となろうとする者から声をかけられる目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろすること」と定義される「客待ち行為」に該当し、規制対象となります。 こうした通行の妨げとなる行為に対しては、本改正条例に基づき、指導・勧告等の措置を適切に講じるとともに、警察とも連携して対処し、歩行者の安全な通行と安心できる環境の確保に努めてまいります。	
3	他区において区条例を制定している13区より、現実的・厳格な対応をとることができるものにすべきである。	本改正条例は、先行して条例を制定している他区の規定を取り入れるとともに、区の実態に即した独自の課題にも対応できるような内容としてあります。具体的には、対象行為の規制範囲を区内全域にするなど、他区の事例を研究しつつ、区の実態に合わせてより踏み込んだ厳格な内容となっております。今後とも、地域の状況に応じた実効性のある施策を推進し、違反行為に対しては毅然とした対応を図ってまいります。	
4	条例の対象に関してコンセプトカフェも含めてもよいのではないか。	本改正条例第2条において、「酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業」を規定しております。いわゆる「コンセプトカフェ」等であっても、その営業形態が当該規定に該当する場合は、規制対象となります。	
5	勧告・過料など処分を繰り返すものはさらに厳しい処分を検討してよい。	本改正条例は、第11条の勧告及び第19条の過料を設けることにより、違	-

	(同様の意見他3件)	反行為の抑止を図るもので、運用にあたっては、規定の厳格な執行はもとより、いただいたご意見を踏まえ、違反行為を繰り返す対象者への対応を含めた再発防止に努めてまいります。今後、運用の状況を注視するとともに、他自治体の先行事例等も参考にしながら、施策の実効性をさらに高めるための手法について、継続的に研究・検討してまいります。	
6	ハウスメーカーの勧誘も煩わしい。これも該当するのか。	本改正条例第2条では、規制の対象となる営業として「酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業、カラオケ、風俗営業、整体等」を規定しております。ハウスメーカー等の不動産関連業による勧誘については、本改正条例が目的とする特定の営業種別には該当しないため、規制対象外となります。 しかしながら、執拗な勧誘等については、都迷惑防止条例で規制しているため、内容に応じて警察の取締り対象となります。引き続き、警察と情報共有を図りながら、誰もが安心して通行できる環境づくりに努めてまいります。	-

### 区の生活安全施策への提言等に関する意見

No	意見の概要	意見に対する区の考え方・対応	取扱区分
1	条例改正により地域の安全や快適さが高まることを期待する。	ご賛同のご意見をありがとうございます。ご期待に応えるべく、改正後は警察等の関係機関と緊密に連携し、誰もが安心して快適に利用できる環境の確保に向け、取り組んでまいります。	-
2	規制の強化によって、治安の改善、不安の解消に向かってもらえると良いと思う。	ご賛同のご意見をありがとうございます。ご期待に応えるべく、改正後は警察等の関係機関と緊密に連携し、誰もが安心して快適に利用できる環境の確保に向け、取り組んでまいります。	-
3	条例の抜け道ができる可能性があると思うので改正して終わりではなく、指導や立ち入り調査、再改正など継続し	ご指摘のとおり、本改正の成立が目的ではなく、その後の周知活動や粘り強い指導等を継続していくことが重要で	-

	て検討してほしい。	あると認識しております。本改正を契機に、地域の景観を向上させるとともに、誰もが快適に利用できる環境の確保を目指してまいります。	
4	警備などの専門的な組織委託を検討してほしい。	条例の実効性を担保するための取締体制については、区と区内三警察署との強力な連携のもと、厳格な指導・執行に努めてまいります。ご提案の内容を含め、より安定的かつ持続可能な実施体制について、検討・研究してまいります。	-
5	条例の実効性を高めるため、指導・勧告・公表についてスピード感を持って進めてほしい。	本改正条例第11条の勧告及び第13条の公表については、実効性を高めるため、スピード感を持って執行することが必要であるものと考えております。違反行為を確認した場合には、速やかな指導・勧告を行うとともに、悪質な事案には遅滞なく過料を徴収するなど、迅速かつ毅然とした対応を図ってまいります。	-
6	条例施行の際には、会社や区民に対して広報を幅広く行ってほしい。	条例の施行にあたっては、その趣旨を広く浸透させるための周知活動が極めて重要であると考えております。区ホームページやSNS等を活用した情報発信に加え、合同パトロールやキャンペーン等を通じて、町会や商店街、地元店舗等の皆様へ丁寧に説明を行ってまいります。いただいたご意見を踏まえ、実効性の高い啓発活動を積極的に展開してまいります。	-
7	行政・警察・町会・商店街がもっと連絡を密にして協力をしていく体制が必要である。	ご指摘のとおり、地域の安全は、関係機関と地域の皆様との緊密な協力体制があってこそ守られるものです。本改正条例第16条では、関係行政機関等への協力要請として「東京都、警察その他の関係行政機関及び地域活動団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる」旨規定しております。 本改正条例の周知や指導等の取締りに	

		については、区及び区内三警察署が強固に連携して取り組んでまいります。加えて、町会や商店街の皆様とともに合同パトロールやキャンペーン等を開催し、地域一丸となって改正案の趣旨を幅広く周知していくことも考えております。いただいたご意見も踏まえて施策を進めてまいります。	
8	健全で安全・安心な日暮里を望む。	いただいたご意見を真摯に受け止め、本条例改正を契機に、警察等と緊密に連携し、誰もが安心して快適に利用できる環境の確保に向け、取り組んでまいります。	-
9	吉原のソープランドへの送迎者の駐車等の取締りを要望する。	自動車の路上駐車等の取締りについては、道路交通法に基づき警察が実施しております。区としては、引き続き、警察に対し定期的な指導・取締りの実施を要望するとともに、本条例の改正の周知啓発を図るため、警察と連携し客引き行為等の防止を目的とした合同パトロールやキャンペーン等を開催してまいります。こうしたイベント等で警察が路上駐車への注意喚起を促進できるよう、取り組んでまいります。	-
10	違法な客引きはよくないが、違法でなければ、繁華街にたっている客引きは、犯罪抑止の一翼にもなっている部分もあるのではないかと思う。	繁華街における人の目の重要性について、貴重なご意見をありがとうございます。本改正条例は、公共の場所において客引き行為等を規制し、地域の景観向上と誰もが快適に利用できる環境の確保を目指すものです。一方で、本改正条例第2条に該当しないチラシ配りやティッシュ配り、敷地内からの呼び込み、募金活動や署名活動などの社会的活動については、本条例の規制対象外としております。こうした健全な活動の継続が、結果として街の活気や防犯性を高め、安心・快適な環境づくりにつながるものと考えております。いただいたご意見も踏まえ、地域の皆様が心地よく過ごせる環境づくりに努	

		めてまいります。	
11	歩道を走る自転車利用者へ罰金と注意を行うことで危険な状況やヒヤリハットを減少させ、交通事故の防止に繋がるため、警察と協力して定期的に自転車利用者の運転を取り締っていただきたい。	自転車の安全利用および交通事故防止について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 自転車の取締りについては、道路交通法に基づき警察が実施しております。区といたしましては、警察に対し定期的な指導・取締りの実施を要望するとともに、緊密に連携して交通安全対策を推進してまいります。 区の具体的な取組としましては、ヒヤリハットが発生しやすい交差点等へのストップマーク（路面表示）の設置や、注意喚起看板の整備などの環境改善を速やかに行います。また、警察と連携した交通安全キャンペーンや講習会を通じ、自転車利用者のルール遵守とマナー向上を目指した周知・啓発活動を積極的に展開してまいります。	-